

新庁舎へ移転後の黒木公民館の利用について

新庁舎へ移転後は黒木公民館に常駐する職員がいなくなることから、中央公民館が予約受付を、西ノ島町観光協会が鍵の受け渡しを行うこととなります。概要は下記のとおりです。

中央公民館 が行うこと

- 施設予約
- 納付書発行、利用料徴収

西ノ島町観光協会 が行うこと

- 利用申請書の受付
- 鍵の受け渡し



利用の流れ

1 施設予約



中央公民館に施設予約
☎ 08514 - 6 - 0033

2 利用前 鍵を借りる



西ノ島町観光協会にて鍵を
借り受け、利用者本人が黒
木公民館を開錠して利用

3 利用後 鍵を返す



利用後、利用者本人が黒木
公民館を施錠し、西ノ島町
観光協会へ鍵を返却

4 利用料を支払う



後日、中央公民館より利用
者へ納付書を送付

お問い合わせ先：西ノ島町立中央公民館（電話：08514 - 6 - 0033）



新型コロナウイルスには、誰もが感染する可能性があります。
しかし、このような噂話や気持ちがあると、差別を受けるのが怖くなり、熱や咳があっても受診をためらい、結果としてウイルスの拡散につながってしまいます。

闘う相手はウイルスです。人ではありません。

こんな時こそ、一致団結して、ウイルスに打ち勝ちましょう！

《新型コロナウイルスに関する人権侵害の相談窓口》

島根人権啓発センター ☎ 0852-22-7701
法務局「みんなの人権110番」 ☎ 0570-003-110
西ノ島町役場 町民課 ☎ 08514-6-0103



STOP!
コロナ差別

#正しい理解を
#差別はやめよう

©公益財団法人人権教育啓発推進センター



人権意識を高く持ち、
住みよい西ノ島町にしましょう！



西ノ島町へ
移住をされる方

U・Iターン者の新規就業にかかる費用を助成します！

U・Iターン者就業支援補助金

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、町内に新規就業者として移住しようとする方の移住にかかる負担を軽減するために、就業支援補助金を交付します。



交付対象者

次の**すべてに該当**する方が支給対象となります。ただし、公務員及びその世帯員、西ノ島町及び他団体から当該補助金に関する他の補助金の交付を受けている方は除きます。

- ① 町内に移住する者
- ② 西ノ島町内に事業所を有する法人において正規職員として従事する者
- ③ 事業所の転勤による転入及び季節労働、実習又は研修等により一時的に転入したものでない者
- ④ 転入後2ヶ月以内に就労し、かつ、3ヵ月以上継続して就労している者

交付内容

項 目	助成対象経費等
1. 引越し費用	荷造り及び運送に要した実費の半額を補助（上限10万円）
2. 車両運送費用	自家用車のフェリー航送に要した実費を補助（上限2万円）
3. 家電購入取付費用	町内の販売店で購入又は取付した実費の1/5を補助（上限5万円）

申請手続き

申請書及び就労証明書に必要事項をご記入のうえ、領収書を添付して観光定住課にて手続きして下さい。各種必要書類は観光定住課にて受け取れます。

事業所の方へ

事業所の方は、正規雇用に伴い移住する方に制度の概要をお伝えいただき、領収書の保管を依頼して下さいますようご協力をお願いします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 観光定住課（電話：08514 - 6 - 1257）

ごみを出すときはルールを守って出しましょう！

最近、複数のごみステーションで、指定ごみ袋に入っていなかったり、収集日ではない日に出されたり、きちんと分別されていないごみなどが度々見られるようになっていきます。このようなごみは、収集せず、指定された方法で出しなおしていただくことになります。

収集できなかったごみがあると、不快に思われる方がいるだけでなく、鳥獣に荒らされたり、夏場は特に悪臭の原因にもなったりするため、周辺住民の生活環境にも影響します。

ごみ出しの方法は、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集年間カレンダー」に記載しております。ごみ出しの際には、ルールを守って行っていただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先：ごみ焼却場「清美苑」（電話：08514 - 6 - 1338）
西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）